

2014年 2月20日

No.185①

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所  
発行責任者 東 篤  
富山市下新町 8-16  
TEL 076-441-0800  
HP: www.s-mataichi.com

## NHKへの信頼を失墜させた 会長・経営委員の辞職を求める

2月19日の総務委員会で、NHK決算と一連のNHKをめぐる諸問題についての集中審議が行われました。又市征治幹事長は、7日の総務委員会に続いて舛井NHK会長、浜田経営委員長、そして今回は新藤総務大臣にもNHKの信頼を失わせた一連の会長・一部経営委員の発言について見解を質しました。

### 放送の編集にかかわる見解の取り消しはあり得ない

まず又市議員は、就任会見における番組編集に関しての見解を取り消すことはあり得ないと述べ、個人としては、現在でも公共放送の在り方について放送法と別の考えを持っているのか、あるいは放送法の規定が全てだと考えているのかを質しました。これに対して舛井会長は、NHKの会長として、放送法は遵守していくとだけ答弁しました。又市議員は、就任会見における問題の本質は個人的見解を述べたことにあるのではなく、会長職としてふさわしくない見解・見識を持っている人物を会長に選任した問題など鋭く指摘しました。

### NHKへの信頼を失墜させた会長、経営委員の責任は重大



又市議員は、経営委員の発言をまったく問題視していないとの7日の総務委での経営委員長との答弁とは裏腹に、12日に経営委員会で経営委員の行動について協議したことを指摘し、経営委員長答弁の不適切さを批判するとともに、一部経営委員の発言がNHKの信頼失墜にあたることを認識すべきだと指摘しました。

経営委員長は、会長や経営委員の個人的な発言に対して厳しい意見があると認めつつも、12日の経営委員会で、「経営委員一人一人が、服務準則にのっとり、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚するとともに、一定の節度を持って行動していく」ことを申し合わせたことで問題が解決されたかのような答弁でした。

【No.185②に続く】

2014年 2月20日

No.185②

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

## 思想・信条に基づくなら番組への批判は許されるのか

又市議員は、12日の経営委員会の申し合わせ事項で、個人の思想信条に基づいた行動は妨げられないとされているが、個人の思想信条に基づいて、NHKの番組について批評したり、公表すること、さらにNHK関係者に番組に関する見解を伝えることは許されるのかと総務大臣、経営委員長に質しました。

総務大臣は、放送法によって経営委員が放送番組の編集業務を執行することは禁止されていると述べました。ただし経営委員会は放送番組の編集に関する基本計画を議決する権限を持っているので、その職務の遂行に当たり、一般的な番組編集の在り方について経営委員が意見を述べることはあるとしました。

経営委員長は、経営委員がその職務以外の場で個人的な見解を披瀝すること妨げられるものでないが、その場合であっても、経営委員としては公共放送の使命と社会的責任を深く自覚して節度を持って行動していく必要があると答弁しました。

## 初井会長は辞任、長谷川委員・百田委員は罷免すべき

さらに又市議員は、都知事選で自分が応援する候補者以外を「人間のクズ」等と述べた百田委員の発言を念頭にし、経営委員は内閣が衆参両院に委員候補を提示し、衆参両院の同意を得て総理が任命するが、総理は罷免権も持っている。その意味で内閣は経営委員の活動に関心を払うべきであり、任命したら終わりではないと指摘しました。そして新聞社を威嚇し、拳銃自殺を行った人物を礼賛し、「自らの研究、執筆活動の基本的な姿勢の結果、ほとんどの場合、常識的な公式見解と一致しない」と述べる長谷川氏は、「公共の福祉に関し公正な判断をする者」にふさわしくないと指摘しました。総務大臣は、それを否定するとともに、経営委員会全体の議論によって放送の不偏不党、真実及び自律の保障という原則に従ってその役割を果たしていくことを期待していると述べるのにとどまりました。

又市議員は、放送法第36条「内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる」と規定していることをあげ、長谷川委員や百田委員の発言は明らかに公共放送NHKの信用を失墜させた「委員たるに適しない非行」であると指摘しました。

これに対し上川副大臣は、両委員の発言は職務以外での発言であり、非行に値しないと強弁しました。また二人の発言がNHKの信頼を失墜させたかについては、経営委員会での議論に委ねるとし、そして経営委員会の自律的な取組みで、経営委員会としての職務を遂行することを期待するとして、政府責任を放棄する答弁に終始しました。

最後に又市議員は初井会長に対し、多くの市民からの批判が殺到し、国会で集中審議をしなければならないような事態を引き起こした責任をとり辞任すべきだし、両委員を罷免すべきだと迫りました。